

納期が変わります

国民健康保険税・介護保険料

現在の国民健康保険税および介護保険料の普通徴収（納付書や口座振替で納める方法）は、算定基礎となる前年中の所得を賦課期日（4月1日）に把握することができないため、前年の年税額をもとに仮賦課（仮計算）を行い（5月通知）、さらに、確定した所得をもとに本算定（8月通知）を行うことで年税額を決定する仕組みとなっております。

税額を決める仕組みを分かりやすくするとともに、納期によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために、仮賦課を廃止して、本算定のみの方に変更します。

【変更によるメリット】

- 仮賦課による納めすぎがなくなります
所得の増減により、仮賦課で一旦納付していただいていた納めすぎ（還付）がなくなります
- 賦課決定通知は年1回に
課税の通知は5月（仮賦課）と8月（本算定）の年2回でしたが、7月の1回のみとなります
- 課税内容が分かりやすくなります
前年中の所得が確定した7月に計算し、課税額を決定します。仮賦課との差し引きを行わないため、税額の計算内容が分かりやすくなります。

◎問い合わせ先

役場税務課国保係 ☎ (86) 1172 「直通」

平成30年度まで

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
納期	—	1期（仮賦課）	—	—	2期	3期	4期	5期	6期
1回の納付額	—	前年度の年税額÷6	—	—	【本算定で確定した年税額－仮賦課額】÷5				



平成31年度から

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
納期	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期
1回の納付額	—	—	—	【本算定で確定した年税額】÷6					

※1期が5月から7月に変わります。

※年6回の納期月数に変更はありません。

消費税軽減税率制度説明会の開催

10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるとともに、消費税の軽減税率制度が実施される予定です。

軽減税率制度は、対象品目を取り扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務がない免税事業者を含め、多くの事業者の皆さんに関係する制度です。

軽減税率制度や軽減税率対策補助金などについての理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度説明会を次のとおり開催します。

○説明会の内容

- ・消費税軽減税率制度の概要
- ・インボイス制度の概要
- ・事業者支援措置（軽減税率対策補助金）
- ・キャッシュレス化に伴う事業経営への影響とその対応

※どの日時でも出席できます。

※定員に達した場合は入場を制限することがあります。

◎問い合わせ先

出水税務署 ☎ (62) 0200

開催日時	会場	対象者
5月9日（木） ① 10時から12時まで ② 14時から16時まで	阿久根市民交流センター 交流室 ※定員各150人	長島町・阿久根市 のかた
5月10日（金） ① 10時から12時まで ② 14時から16時まで	出水市音楽ホール ※定員各396人	出水市のかた
5月24日（金） ① 10時から12時まで ② 14時から16時まで	出水市音楽ホール ※定員各396人	長島町・出水市・ 阿久根市のかた